

令和8年度 放課後等の子どもの居場所づくり推進事業実施委託仕様書

1 目的

本市では、令和7年3月に策定した「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」（以下「方向性」という。）に基づき、子どもが多く時間を過ごす学校の放課後等において、子どもの声を聴きながら、安全で安心して過ごすことができる学童期・思春期の居場所づくりを、全市的に進めているところである。

このうち、思春期の居場所づくりについては、地域によって子どもの状況や既に居場所となっている資源等の状況は異なることから、「居場所づくりの試行実施（PHASE1）⇒居場所づくりの横展開（PHASE2）⇒全市展開（PHASE3）」と段階的に、小地域単位で取組を進めることとしている。また、居場所づくりの取組については、「地域における居場所の可視化（Step1）⇒意見聴取を基にした課題・対策の確認（Step2）⇒課題・対策に基づく居場所づくりの推進（Step3）」という3Stepにて進めることとしている。

令和7年度は「居場所づくりの試行実施（PHASE1）」を1か所（1か所＝3中学校区、以下同様）で進めており、令和7年度を取組を踏まえ、令和8年度は、新たに市内1か所で「居場所づくりの横展開（PHASE2）」を予定している。

本委託は、居場所づくりの横展開や、全市展開に向けた試行実施の効果検証及び検証に基づく横展開の仕組み構築の支援等を目的として実施するものである。

2 履行場所

川崎市子ども未来局青少年支援室及び本市が指定する場所

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

（1）取組全体の企画設計

本委託における取組全体の企画設計を行う。

受注者は、本市が指定する試行実施箇所について、実施体制を含む全体実施計画の案（A4 2枚程度、カラー、両面印刷）を契約締結後から10営業日以内に川崎市に提案することとし、案を基に、川崎市と受注者が協議の上、全体実施計画の決定を行う。

（2）地域における居場所の可視化（Step1）

本市が指定する市内1か所について、「供給」「需要」両面から、地域における居場所に関する実態を把握する。

「供給」側については、既に居場所となっている資源について、担っている機能やその提供範囲、利用状況等を、既存の資料等から把握する。

「需要」側については、居場所を求める子どもの状況について、「自分の居場所を持っているか」「居場所に関しどのようなニーズを持っているか」を、既存の調査やアンケート、新たに実施する調査等から把握する。

（3）意見聴取を基にした課題・対策の確認（Step2）

Step1を基に本市が行う、居場所の運営者や子ども自身、地域において活動している

人（以下「関係者」という。）への意見聴取について、連絡調整や説明資料の作成、聴取内容の調整・記録・分析等の支援を行う。

意見聴取の内容について、居場所の運営者に対しては「居場所の機能提供に当たっての課題」、子ども自身や地域において活動している人には「どんな居場所が求められるか」といったことが考えられるが、具体的な内容については、上記 Step 1 の状況等を踏まえ、川崎市と受注者が協議の上、地域ごとに個別に定める。

なお、対象とする関係者については、本市にて指定するものとする。

（４）課題・対策に基づく居場所づくりの推進（Step 3）

上記（２）・（３）を踏まえ、地域における資源を活用した居場所づくりの企画調整を行う。

企画調整に当たっては、関係者と以下の項目をはじめ必要な調整を行うとともに、利用者に対する実地でのヒアリングによる意見聴取、分析を行う。

- ア 実施日時
- イ 子ども、保護者等への広報手段・チラシの作成
- ウ 当日の見守り人員の人数及び配置
- エ 実地でのヒアリングの手法

（５）効果検証及び検証に基づく横展開の仕組み構築

PHASE 3 の全市展開に向け、本委託で実施した 3 Step について、効果検証を実施する。

加えて、検証結果を基に 3 Step の実務フローを標準化することにより、横展開の仕組みを構築する。

（６）居場所づくりに関するプロモーションの実施

令和 7 年度に進めている「居場所づくりの試行実施（PHASE 1）」や、本委託にて進める居場所づくりの取組など、居場所づくりの取組の好事例を事例集としてとりまとめ、対外的に効果的な形で発信することで、居場所づくりに関するプロモーションを実施する。

合わせて、中学生・高校生の居場所の利用を促進するための SNS の活用手法を整理する。

なお、令和 7 年度の取組内容については、本市から別途提供するものとする。

（７）報告書の作成

上記（１）～（６）の業務終了後、本市と協議しながら報告書を作成する。

5 成果物

受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

- （１）報告書のデータや各種経過資料等を収めた電子媒体（DVD 等） 1 枚
電子媒体はウイルスチェックの上、ウイルスチェック証明書（任意様式）とともに納品すること。
- （２）業務完了届

6 業務の適正な実施に関する事項

（１）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはで

きない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

7 その他

- (1) 受託者は、「4 業務内容」に掲げる業務実施方法や内容について事前に市と協議し、協議結果を踏まえて着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、本業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取り扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び本業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、全て市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等の全てについて、業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。なお、写真やイラストを用いる場合は、その著作権等に留意すること。また、この成果物等については、2(4)の環境整備による設備・備品等も含めるものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物等に契約の内容に適合しないものがあることが発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本委託に係る業務内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除き、その都度、両者協議の上で決定すること。